

香港に係る施策に関する立法措置について 〔米国 2019 年香港人権民主主義法関係〕

一 全体的な論点

- ① 我が国の国際協調主義（日本国憲法第 98 条第 2 項等）に反しないようにする必要がある。また、内政干渉との非難を招かないようにする必要がある。
- 不干渉原則は国際法の基本原則と考えられており命令的ないし強制的介入が違法な干渉とされているほか、内政に対する相互不干渉を定めた条約もあり、日本国憲法第 98 条第 2 項においては、日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とするとしてされている。
- 仮に強制の要素を伴わない関与として国際法上違法な干渉とされないものだとしても、政治外交上の非難を招くようなことは避けるべきとの議論があり得るのではないか。
- ② 香港に特化した施策を定める必要性・合理性を説明できる必要がある。
- 外交関係に対する影響を踏まえつつ、立法事実や我が国の国益等、様々な観点から検討すべきであるとの議論があり得るのではないか。
- ③ 上記のほか、外交関係の処理は内閣が行うこととされている（日本国憲法第 73 条第 2 号）こととの関係で、国会の関与の在り方が議論となり得るのではないか。

二 基本的な考え方

我が国としての香港に係る施策を講ずるに当たっては、日本国憲法を始めとする我が国の現行法制度との整合性を図りつつ、一の論点を踏まえるものとする。

三 立法措置の枠組み

1 基本理念・基本方針

基本理念についての規定を置き、政府は、基本理念に基づいて施策の基本方針を定めるものとする。（基本理念・基本方針には、我が国の立場や施策の基本的事項等を定めることとなる。）

※ 米国 2019 年香港人権民主主義法においては、これに相当するものとして政策の表明の規定が置かれている。

[参考]現在の我が国の立場

我が国は、香港が「一国二制度」の下における「高度な自治」や法の支配をめぐる問題をいかに処理するかは、香港自身の発展にとって、また中国の将来、さらには我が国を含むアジア太平洋地域の安定と繁栄にとって極めて重要であると認識しており、香港が今後とも「一国二制度」の下で自由で開かれた体制を維持し、発展させていくことを強く期待している。

〔出典〕外務省ウェブサイト「香港基礎データ」

(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/hongkong/data.html>)

2 国会への報告等

政府は、国会に、政府が講じた施策等について報告し、これを公表するものとする。

※ 米国 2019 年香港人権民主主義法においては、議会への報告について規定が置かれている。

〔論点〕

政府から議会への報告の趣旨をどう考えるか。報告事項や報告時期について、その趣旨を踏まえて検討する必要がある。

3 施策の実施

政府は、1 の基本理念・基本方針に基づき、必要な施策を講ずるものとする。

※ 米国 2019 年香港人権民主主義法においては、香港での人権侵害に従事した者に対して経済制裁措置を行うこと、その者に対してビザの発給を拒否すること及び香港における政治犯罪を理由としたビザの発給拒否をしないこと等について規定が置かれているが、我が国の関係する現行の枠組みは次のとおりである。

(1) 経済制裁措置

他国の個人又は団体に対する経済制裁措置については、外国為替及び外国貿易法第 16 条等に定めるところにより行われる。

〔論点〕

経済制裁措置の要件の見直しを検討する場合、「対外取引が自由に行われることを基本とし、対外取引に対し必要最小限の管理又は調整を行う」との外国為替及び外国貿易法の目的（同法第 1 条）との関係で、合理的に説明できる要件を設定できるか。

(2) ビザの発給

ビザの発給については主権国家の自由裁量行為に属すると考えられてい

る。

ビザの発給の要件については、ビザの原則的発給基準において、出入国管理及び難民認定法第5条第1項各号に掲げる上陸拒否事由に該当しないこと等とされているようである。

政治犯罪により刑に処せられた者については、当該理由は上陸拒否事由に該当しないこととされている（出入国管理及び難民認定法第5条第1項第4号ただし書）。

[論点]

どのような場合にビザを発給しないこととするかといった具体的な運用基準を明確にすることを検討する場合、ビザの発給については主権国家の自由裁量行為に属し、ビザは外交上、機微な部分にかかわることもあるため、その運用基準は不公表となっていることを踏まえて適当かとの議論があり得る。

四 各議院の意思の表明

各議院は、議院としての意思の表明を行うのであれば、決議によってきたところであり、香港に係る事象についても同様の対応が考えられる。

※ 米国2019年香港人権民主主義法においては、連邦議会の意思の表明についての条文が置かれている。

参照条文

○ 日本国憲法

第七十三条 内閣は、他の一般行政事務の外、左の事務を行ふ。

- 一 〔略〕
- 二 外交関係を処理すること。
- 三～七 〔略〕

第九十八条 〔略〕

② 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

○ 外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）

（目的）

第一条 この法律は、外国為替、外国貿易その他の対外取引が自由に行われることを基本とし、対外取引に対し必要最小限の管理又は調整を行うことにより、対外取引の正常な発展並びに我が国又は国際社会の平和及び安全の維持を期し、もつて国際収支の均衡及び通貨の安定を図るとともに我が国経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（支払等）

第十六条 主務大臣は、我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行するため必要があると認めるとき、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため特に必要があると認めるとき又は第十条第一項の閣議決定〔我が国の平和及び安全の維持のため特に必要があるときになされる対応措置についての決定〕が行われたときは、当該支払等が、これらと同一の見地から許可又は承認を受ける義務を課した取引又は行為に係る支払等である場合を除き、政令で定めるところにより、本邦から外国へ向けた支払をしようとする居住者若しくは非居住者又は非居住者との間で支払等をしようとする居住者に対し、当該支払又は支払等について、許可を受ける義務を課することができる。

2～5 〔略〕

○ 出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）

（上陸の拒否）

第五条 次の各号のいずれかに該当する外国人は、本邦に上陸することができない。

一～三 〔略〕

四 日本国又は日本国以外の国の法令に違反して、一年以上の懲役若しくは禁錮又はこれらに相当する刑に処せられたことのある者。ただし、政治犯罪により刑に処せられた者は、この限りでない。

五～十三 〔略〕

十四 前各号に掲げる者を除くほか、法務大臣において日本国の利益又は公安を害する行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

2 〔略〕

○ 外務省設置法（平成 11 年法律第 94 号）

（所掌事務）

第四条 外務省は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一～十二 〔略〕

十三 査証に関すること。

十四～二十九 〔略〕

2 〔略〕

○ 日本国と中華人民共和国との間の平和友好条約（昭和 53 年条約第 19 号）

第一条

1 両締約国は、主権及び領土保全の相互尊重、相互不可侵、内政に対する相互不干渉、平等及び互恵並びに平和共存の諸原則の基礎の上に、両国間の恒久的な平和友好関係を発展させるものとする。

2 〔略〕

第三条

両締約国は、善隣友好の精神に基づき、かつ、平等及び互恵並びに内政に対する相互不干渉の原則に従い、両国間の経済関係及び文化関係の一層の発展並びに両国民の交流の促進のために努力する。